

国 土 建 第 1 2 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」
の一部改正について

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 1 号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 4 7 年建設省告示第 3 5 1 号。以下「告示」という。）により行ってきたところです。

平成 1 9 年に行われた告示改正（平成 1 9 年国土交通省告示第 4 3 8 号）に伴い、「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（平成 1 9 年 3 月 3 0 日付け国総建第 3 9 5 号。以下「通知」という。）において、告示に関する詳細の取扱い方針が定められ、併せて、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 1 3 年 4 月 3 日付け国総建第 9 9 号。以下「許可基準通知」という。）も改正されました。

今般、当該大臣認定における取扱いの合理化のために通知が改正されることに伴い、許可基準通知についても当該取扱いの合理化を反映するとともに、その他所要の改正を行う必要があり、別添のとおり改正しました。当該改正につき、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業主管部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可基準通知は平成 2 5 年 7 月 1 日より適用されることとなっております。

○国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成十三年国総建第九十九号）

改正	現行
第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 （略） （経営業務の管理責任者） 第1 （略） 1 3 （略） 4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 （注1） （注4） （略） （注5） 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等」としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。	第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 （略） （経営業務の管理責任者） 第1 （略） 1 3 （略） 4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 （注1） （注4） （略） （注5） 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等」としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他

これらに準ずる書類 ・ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類 - 過去5年間に於ける請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類 (注6)・(注7) (略) 第2頁第4 (略) 第5 (略) 1頁8 (略) 9 営業に於ける成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8まで又は10 (法人でその役員の中に1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの 10・11 (略) 第2章 特定建設業の許可 (許可の更新を含む。以下同じ。)の基準 (略) 第6 (略) 第7 (略) 1頁5 (略) 6 国土交通大臣が1から5までに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者 (注1)・(注7) (略) 第8頁第10 (略)	これらに準ずる書類 ・ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類 - 過去5年間に於ける請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類 (注6)・(注7) (略) 第2頁第4 (略) 第5 (略) 1頁8 (略) 9 営業に於ける成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの 10・11 (略) 第2章 特定建設業の許可 (許可の更新を含む。以下同じ。)の基準 (略) 第6 (略) 第7 (略) 1頁5 (略) 6 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者 (注1)・(注7) (略) 第8頁第10 (略)
---	--